

受託工事等実施費

3, 523 【(3, 114) 百万円】

<背景／課題>

- ・受託工事費は、国営土地改良事業の実施に際し共同事業者の**納入予定額と同額を予算として計上**するものであり、他事業者との双方の事業目的を達成しコストの縮減及び工期の短縮を実現し、厳しい財政状況の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくために、今後も共同工事を推進していく必要があります。
- ・換地清算金は、換地を伴う国営土地改良事業の実施の結果、法令に基づき行う**清算行為**です。
- ・精算還付金は、受託工事の決算に基づき発生した共同事業者への還付金を**精算する行為**です。
- ・国営土地改良事業により造成された土地改良財産を地方公共団体等との共有財産とする際に徴収する共有対価については、その一部を、当該事業の建設費を負担した都道府県に対し、**土地改良財産共有対価交付金**として還元する必要があります。

<主な内容>

1. 受託工事

国営土地改良事業による工事に関連し、地方公共団体等による上水道等の工事が同じ場所に計画されている場合において、地方公共団体等からの納入に基づき、共同事業として工事を実施するための経費です。

2. 換地清算金

区画整理、農用地造成等の国営土地改良事業を実施した際に、換地計画により土地所有者の換地(工事後の土地)と従前の土地の価格に不均衡が生じた場合に対し金銭で清算するための経費です。

3. 精算還付金

受託工事による精算(過不足)の結果、負担金の過払いが発生した委託者に対し、還付金を交付する経費です。

4. 土地改良財産共有対価交付金

国営土地改良事業により造成された土地改良財産の共有対価の一部を、当該事業の負担割合に応じて、都道府県に還元するための経費です。

受託工事費	3, 464	(2, 713)	百万円
換地清算金		58	(35) 百万円
精算還付金		1	(1) 百万円
土地改良財産共有対価交付金		-	(365) 百万円
			事業実施主体：国

お問い合わせ先：			
1、3の事業	農村振興局水資源課		(03-6744-2206)
	〃 農地資源課		(03-6744-2207)
	〃 防災課		(03-3502-6430)
2の事業	〃 土地改良企画課		(03-6744-2192)
4の事業	〃 水資源課		(03-3591-7073)